

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年十月十六日

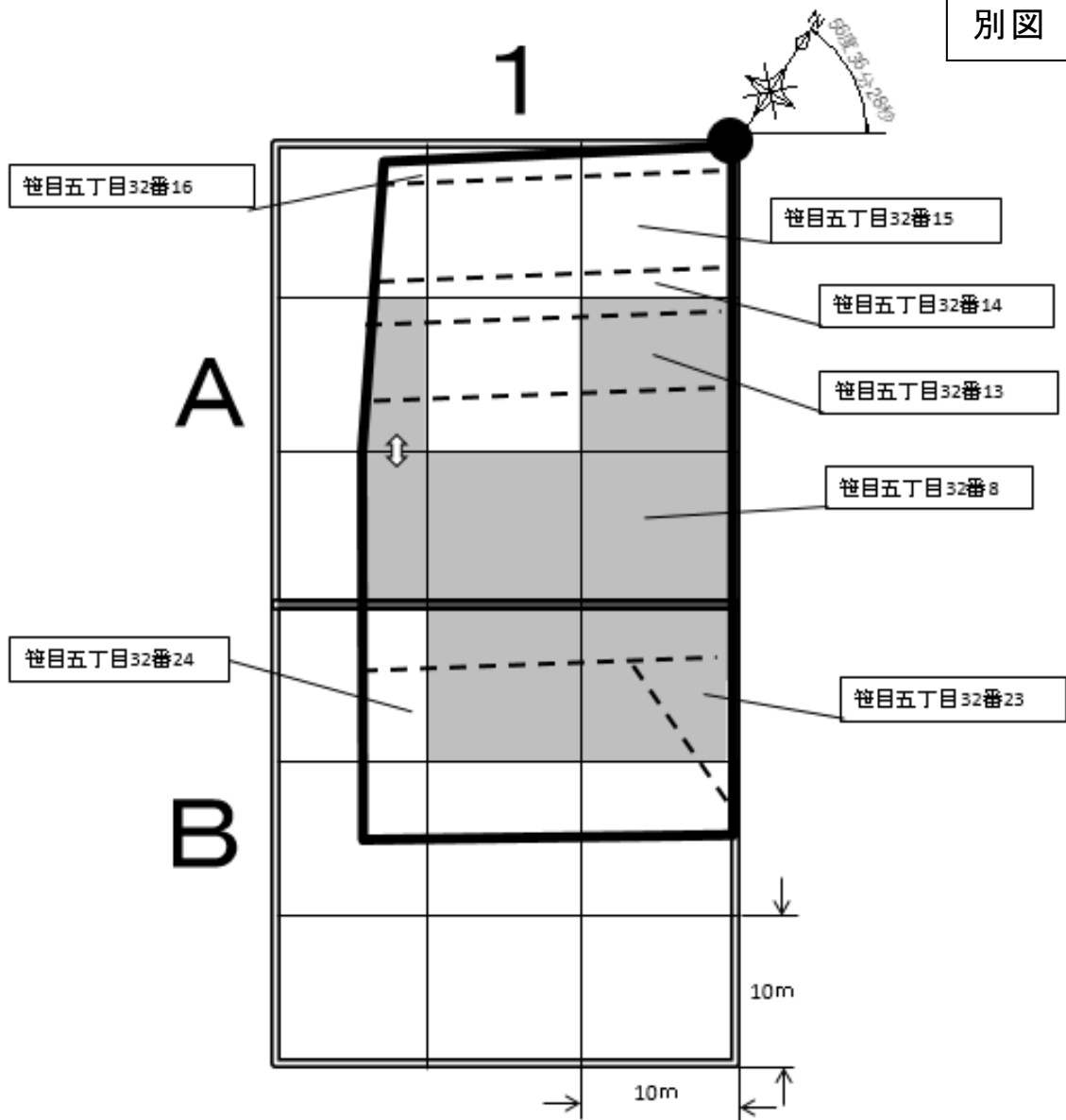
埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市笹目五丁目三十二番八の一部、三十二番十三の一部、三十二番十四の一部、三十二番二十三の一部及び三十二番二十四の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物



**【起点】**  
 起点は、戸田市巻目五丁目32番16の最北端とする

**【格子の回転角度(56度36分28秒)】**  
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より得られる線を右に56度36分28秒回転させた線により、対象地を区画した。 ● : 起点

- 【凡例】**
- 敷地境界
  - - - 筆界
  - 30m格子
  - 単位区画
  - 形質変更時要届出区域
  - ↕ 区画統合

